

西 監 発 第 5 9 号
平成 2 3 年 9 月 1 3 日

西宮市長 河 野 昌 弘 様

西宮市監査委員	亀 井 健
同	鈴 木 雅 一
同	まつお 正 秀
同	和 田 とよじ

西宮市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率(食肉センター特別会計)について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

平成 22 年度西宮市財政健全化等審査意見書

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、市長から提出された、平成 22 年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率（食肉センター特別会計）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

第 2 審査の期間

平成 23 年 7 月 20 日から同年 8 月 22 日まで

第 3 審査の方法

この財政健全化等審査は、市長から提出された、平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査にあたっては、疑問の点について質問事項をあらかじめ提示し、書面回答を得たうえ、質問会などで関係部局による説明を聴取し、質疑応答を行い、審査を実施しました。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

記

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		11.25	20.0
連結実質赤字比率		16.25	35.0
実質公債費比率	10.7	25.0	35.0
将来負担比率	78.3	350.0	

注1 実質赤字比率では実質赤字額が、連結実質赤字比率では連結実質赤字額が、それぞれ生じていない場合は、「 」で表示しています。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準は30%ですが、経過措置として、20年度40%、21年度40%、22年度35%となっています。

3 将来負担比率は、財政再生基準の対象とされていないため、「 」で表示しています。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

区 分	22 年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計		20.0

注 資金不足額が生じていない場合は、「 」で表示しています。

審 查 資 料

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「地方財政健全化法」という。)は、平成 19 年 6 月に公布されました。

地方財政健全化法の目的は、「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資すること」です(第 1 条)。

従前、財政状況の悪化した地方公共団体については、地方財政再建促進特別措置法による財政再建制度が適用されることとなっていたましたが、これに替わる地方財政健全化法による制度は、次のようなものとなっています。

- (1) 財政状況が健全な段階から、フロー・ストック両面の財政指標を整備し、これを毎年度、監査委員が審査し、その意見を付けて議会に報告し、公表することを義務化して、情報開示を徹底することとしました。

財政指標は、4 つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)となります。

- (2) 財政指標が一定の基準まで悪化すれば、自主的な改善努力が義務付けられる財政の早期健全化の段階に移行することとしました。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政健全化計画を定め、その公表並びに総務大臣及び県知事への報告が義務付けられています。

- (3) さらに財政状況が悪化した場合には、国等の関与による確実な財政の健全化を図る財政の再生の段階へ移行することとしました。

健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた 3 つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政再生計画を定め、その公表及び総務大臣への報告が義務付けられています。

(4) 公営企業についても、従来の地方公営企業法の再建制度に替え、財政の早期健全化に準じた取組みを行うこととしました。

公営企業ごとに資金不足比率を監査委員が審査したうえで議会に報告し、公表することが義務付けられ、この比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととされています。

なお、財政の健全性に関する指標の公表に係る規定は、20年4月から施行され、計画策定を含めた地方財政健全化法の本格施行は、21年4月からとなっています。

2 健全化判断比率の対象となる会計等

区 分			健全化判断比率				
西 宮 市	一 般 会 計		一 般 会 計 等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	特 別 会 計	区画整理清算費					
		中小企業勤労者福祉共済事業					
		公共用地買収事業					
		母子寡婦福祉資金貸付事業					
	公 営 企 業 会 計	国民健康保険	公 営 事 業 会 計				
		農業共済事業					
		老人保健医療事業					
		介護保険					
		後期高齢者医療事業					
	公 営 企 業 会 計	水道事業					
		工業用水道事業					
		中央病院事業					
		下水道事業					
		食肉センター特別会計					
一 部 事 務 組 合	阪神水道企業団						
	丹波少年自然の家						
	後期高齢者医療広域連合						
公 社	土地開発公社						
	兵庫県信用保証協会						
そ 他 市 が 損 失 補 償 し て い る 団 体 等	阪神福祉事業団						
	西宮市住宅整備資金等融資事業						

3 資金不足比率の対象となる会計

地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業（以下「法適用企業」という。）以外の公営企業（以下「法非適用企業」という。）である食肉センター特別会計を対象とします。

なお、法適用企業である水道事業、工業用水道事業、中央病院事業及び下水道事業の資金不足比率については、公営企業会計決算審査に併せて経営健全化審査を行っています。

4 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

(単位：%)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率				11.25	20.0

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{実質赤字比率 (-)} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額 (-)}}{\text{標準財政規模 96,364,720 千円}}$$

一般会計等の実質収支額は、36 億 751 万円の黒字となっており、実質赤字額は発生していません。

一般会計等の実質収支額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目		20 年度	21 年度 (A)	22 年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)	
歳 入	一般会計	153,679,008	164,837,733	160,233,882	4,603,851	
	特 別 会 計	区画整理清算費	93,372	7,750	8,164	414
		中小企業勤労者福 祉共済事業	136,101	132,610	129,391	3,219
		公共用地買収事業	254,828	198,992	194,559	4,433
		母子寡婦福祉資金 貸付事業	24,054	42,179	55,522	13,343
	計	154,187,363	165,219,264	160,621,518	4,597,746	
歳 出	一般会計	152,271,137	163,832,939	156,335,216	7,497,723	
	特 別 会 計	区画整理清算費	93,372	7,750	8,164	414
		中小企業勤労者福 祉共済事業	132,600	127,733	124,626	3,107
		公共用地買収事業	254,828	198,992	167,817	31,175
		母子寡婦福祉資金 貸付事業	5,209	7,953	6,352	1,601
	計	152,757,146	164,175,367	156,642,175	7,533,192	
翌年度に繰り越すべき財源	501,740	334,234	371,833	37,599		
一般会計等実質収支額	928,477	709,663	3,607,510	2,897,847		
-	-	-	-	-	-	

一般会計等の実質収支額は、歳入総額 1,606 億 2,151 万円から歳出総額 1,566 億 4,217 万円及び翌年度に繰り越すべき財源 3 億 7,183 万円を差し引いた額 36 億 751 万円です。前年度の実質収支額（7 億 966 万円）に比べ、28 億 9,784 万円の増となっています。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、その算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	20 年度	21 年度 (A)	22 年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
標準税収入額等	83,865,463	83,207,712	78,128,504	5,079,208
普通交付税決定額	8,943,248	7,199,033	10,039,515	2,840,482
臨時財政対策債発行可能額	3,286,218	5,100,299	8,196,701	3,096,402
計	96,094,929	95,507,044	96,364,720	857,676

標準財政規模は、963 億 6,472 万円となり、前年度に比べ 8 億 5,767 万円の増となっています。

21 年度決算においては、すべての中核市（23 年 4 月 1 日現在。以下同じ。）について、実質赤字額は発生しておらず、本市においても、20 年度決算、21 年度決算及び 22 年度決算ともに実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「 - 」で表示しています。

(2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
連結実質赤字比率				16.25	35.0

連結実質赤字比率とは、一般会計のほか、特別会計（公営企業会計を含む。）を含めた全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{連結実質赤字比率 (-)} = \frac{\text{連結実質赤字額 (-)}}{\text{標準財政規模 96,364,720 千円}}$$

連結実質収支額は 98 億 8,558 万円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していません。

連結実質収支額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

会 計		実質黒字額又は資金剰余額				
		20年度	21年度 (A)	22年度 (B)	対前年度増 減額(B-A)	
一般会計等		928,477	709,663	3,607,510	2,897,847	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険	294,023	456,689	37,083	419,606	
	介護保険	299,042	231,868	128,010	103,858	
	農業共済事業	328	319	359	40	
	老人保健医療事業	50,414	97,448	0	97,448	
	競輪事業清算費	1,175	0	-	-	
	後期高齢者医療事業	97,374	140,548	144,316	3,768	
公営企業会計	法適用企業	水道事業	2,757,446	2,920,030	3,224,046	304,016
		工業用水道事業	1,075,220	1,267,184	1,503,803	236,619
		中央病院事業	445,650	298,973	270,299	569,272
		下水道事業	388,515	581,085	965,162	384,077
	法非適用企業	食肉センター特別会計	4,969	4,994	4,992	2
計		5,451,333	6,110,855	9,885,580	3,774,725	

注 競輪事業清算費は、21年度をもって廃止されました。

20年度及び21年度の中央病院事業の資金不足額は、負数()で表示しています。

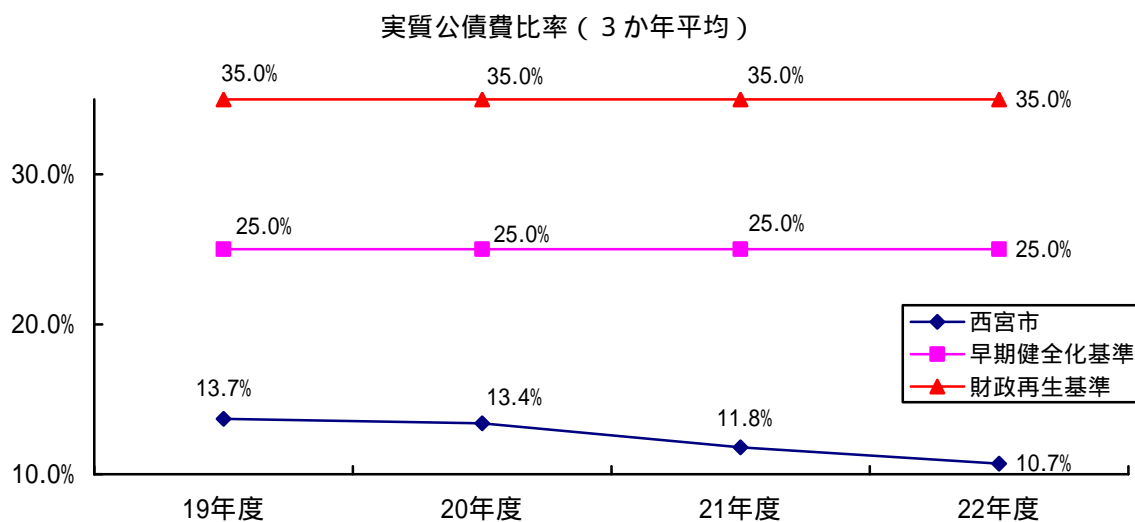
連結実質収支額 98億8,558万円の黒字は、前年度の連結実質収支額(61億1,085万円)に比べ、37億7,472万円の増となっています。

21年度決算においては、中核市のうち2市について連結実質赤字額が生じたため、連結実質赤字比率が算定されました。本市においては、20年度決算、21年度決算及び22年度決算ともに連結実質赤字額は生じていないことから、連結実質赤字比率は「-」で表示しています。

(3) 実質公債費比率 (3 か年平均)

(単位 : %)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	13.4	11.8	10.7	25.0	35.0



実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。これは、18年度に地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された指標で、過去3か年間の平均が18%以上になれば、従来どおり国の許可制度のもとで地方債の発行が行われることとなります。

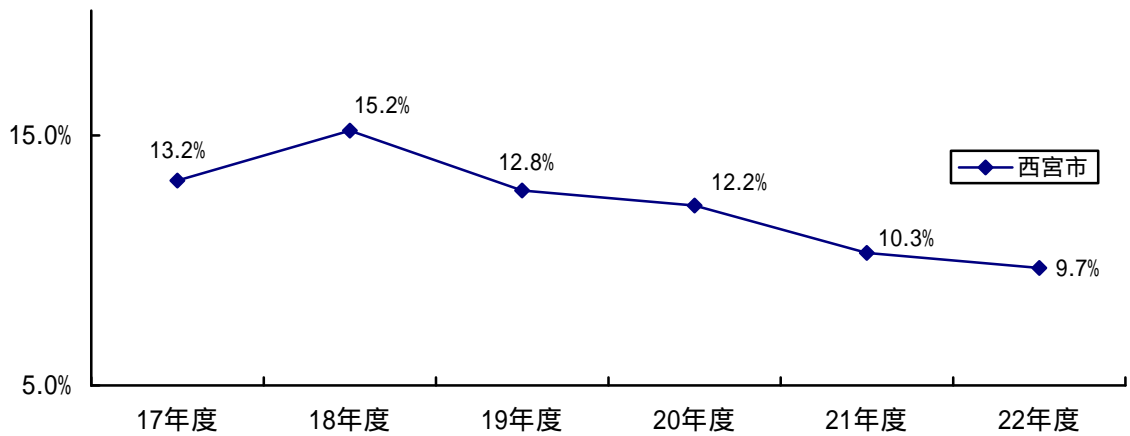
なお、地方財政健全化法の施行にあたり、従来の分子の算定方法が変更され、都市計画税が特定財源として控除されることとなっています。

20年度、21年度及び22年度の3か年の実質公債費比率を平均した結果、10.7%となり、早期健全化基準(25.0%)及び財政再生基準(35.0%)を下回っています。

(単位 : %)

	実質公債費比率 率 (単年度)	実質公債費比率 (3 か年平均)			
		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
17 年度	13.2%	13.7%	13.4%	11.8%	10.7%
18 年度	15.2%				
19 年度	12.8%				
20 年度	12.2%	10.7%	11.8%	11.8%	10.7%
21 年度	10.3%				
22 年度	9.7%				

実質公債費比率 (単年度)



22年度の実質公債費比率（単年度）の算定式は、次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率 } 9.7\% &= \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \\ &= \frac{(24,062,865\text{千円} + 6,913,172\text{千円}) - (7,056,909\text{千円} + 16,105,082\text{千円})}{96,364,720\text{千円} - 16,105,082\text{千円}} \end{aligned}$$

- A 地方債元利償還金（一般会計等の公債費の元利償還額）
- B 準元利償還金（一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源にあてたと認められるもの等）
- C 特定財源（都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等）
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

17年度から21年度までの実質公債費比率（単年度）の算定式に当てはめる各項目の数値は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	年度	金 額	年度	金 額
A 地方債元利償還金	17	27,805,319	20	25,093,745
	18	26,701,198	21	24,003,039
	19	25,232,490		
B 準元利償還金	17	8,999,431	20	8,310,161
	18	7,914,534	21	7,575,554
	19	7,654,611		
C 特定財源	17	7,575,157	20	6,665,619
	18	6,604,045	21	6,746,836
	19	6,251,210		
D 元利償還金及び準 元利償還金に係る基 準財政需要額算入額	17	19,403,964	20	17,027,538
	18	16,357,744	21	16,684,364
	19	16,796,054		
E 標準財政規模	17	93,582,615	20	96,094,929
	18	93,008,321	21	95,507,044
	19	93,421,633		

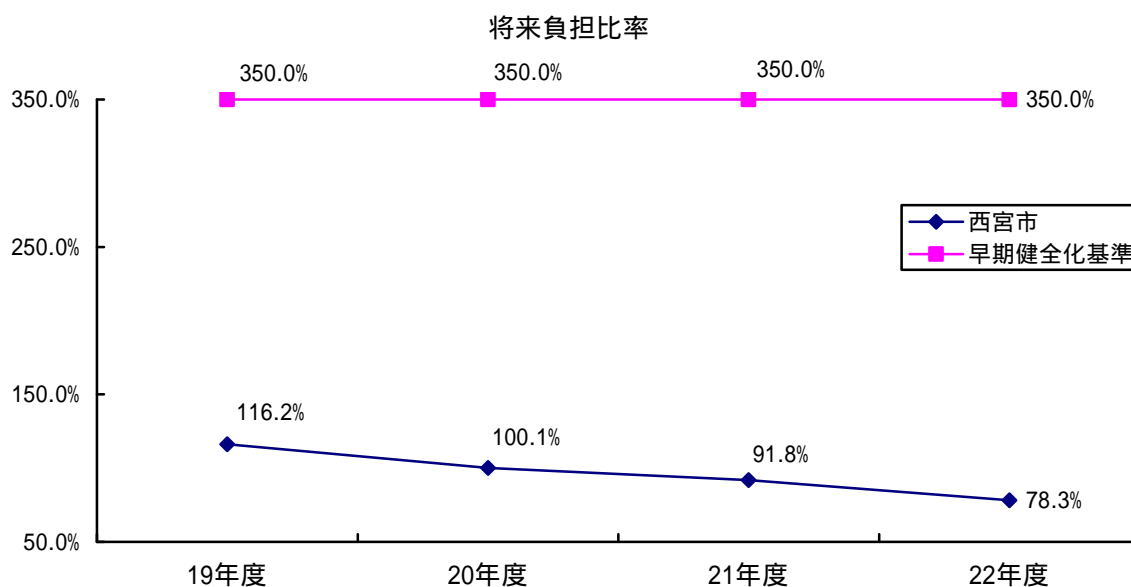
実質公債費比率（3か年平均）は、22年度決算において10.7%と、21年度決算の11.8%に比べ、1.1ポイントの減となり、改善されています。また、単年度の実質公債費比率においても、22年度決算において9.7%と、21年度決算の10.3%に比べ、0.6ポイントの減となり、改善されています。

21年度決算においては、中核市（本市を除く。）の実質公債費比率（3か年平均）の平均値は、10.1%でした。本市の実質公債費比率は、21年度決算が11.8%、22年度決算が10.7%と、この値をやや上回っています。これは、震災後に行った多額の起債の償還が負担になっていることが要因であると考えられます。

(4) 将来負担比率

(単位 : %)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
将来負担比率	100.1	91.8	78.3	350.0	



将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

将来負担比率の算定式は、次のとおりです。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率 } 78.3\% &= \frac{A - B}{C - D} \\
 &= \frac{268,870,317\text{千円} - 205,984,869\text{千円}}{96,364,720\text{千円} - 16,105,082\text{千円}}
 \end{aligned}$$

- A 将来負担額
- B 充当可能財源等
- C 標準財政規模
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担額 2,688 億 7,031 万円から充当可能財源等 2,059 億 8,486 万円を差し引いたものを、標準財政規模 963 億 6,472 万円から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 161 億 508 万円を差し引いたもので除した結果、将来負担比率は 78.3%と、早期健全化基準(350.0%)を下回っています。なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていません。

将来負担額の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	20 年度	21 年度 (A)	22 年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計等の前年度末地方債現在高	192,986,272	182,443,091	174,652,032	7,791,059
債務負担行為に基づく支出予定額	19,314,246	17,442,217	16,019,476	1,422,741
公営事業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	53,318,647	50,037,926	48,509,599	1,528,327
組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額	2,476,073	2,162,637	1,864,829	297,808
退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	29,152,497	28,170,090	27,663,004	507,086
市が設立した一定の法人の負債額等の一般会計等の負担見込額	180,805	185,501	161,377	24,124
連結実質赤字額	0	0	0	0
組合等連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額	0	0	0	0
計	297,428,540	280,441,462	268,870,317	11,571,145

将来負担額は、2,688 億 7,031 万円となり、前年度の将来負担額(2,804 億 4,146 万円)に比べ、115 億 7,114 万円の減となっています。

充当可能財源等の算定は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	20 年度	21 年度 (A)	22 年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
充当可能基金額	18,390,911	17,409,610	17,872,502	462,892
特定財源見込額	57,936,686	54,637,572	54,214,543	423,029
うち都市計画税	52,074,755	49,724,396	48,967,109	757,287
地方債現在高等に係る基 準財政需要額算入見込額	141,907,692	136,005,373	133,897,824	2,107,549
計	218,235,289	208,052,555	205,984,869	2,067,686

充当可能財源等は、2,059 億 8,486 万円となり、前年度の充当可能財源等（2,080 億 5,255 万円）に比べ、20 億 6,768 万円の減となっています

将来負担比率は、22 年度決算において 78.3%と、前年度に比べ 13.5 ポイントの減となり、改善されています。これは前述のとおり、将来負担額が 115 億 7,114 万円、充当可能財源等が 20 億 6,768 万円、それぞれ減となったため、算定式の分子部分が 95 億 345 万円の減となり、また、標準財政規模が 963 億 6,472 万円と、前年度に比べ 8 億 5,767 万円の増、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が 161 億 508 万円と、前年度に比べ 5 億 7,928 万円の減となったため、算定式の分母部分が 14 億 3,695 万円の増となったことによるものです。

21 年度決算においては、中核市（本市を除く。）の将来負担比率の平均値は、100.9%でした。本市の将来負担比率は、21 年度決算が 91.8%、22 年度決算が 78.3%と、これを下回っています。

(5) 近隣市等における 21 年度健全化判断比率の状況

(単位 : %)

市 名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債 費比率	将来負 担比率
	(参考) 黒字比率	(参考) 黒字比率	(参考) 黒字比率	(参考) 黒字比率		
西宮市	-	0.74	-	6.39	11.8	91.8
神戸市	-	0.01	-	34.46	13.9	175.6
姫路市	-	4.96	-	18.87	10.9	103.7
尼崎市	-	0.01	-	12.26	10.5	192.0
明石市	-	1.33	-	14.95	8.5	87.2
芦屋市	-	1.00	-	14.00	17.9	190.8
伊丹市	-	0.88	-	6.43	7.9	96.4
加古川市	-	0.85	-	16.55	9.0	77.6
宝塚市	-	0.38	-	11.91	9.4	88.6
川西市	-	0.64	-	14.52	10.9	163.7
三田市	-	1.08	-	22.52	15.7	10.1
篠山市	-	2.21	-	8.89	22.7	289.0
丹波市	-	6.47	-	17.21	15.5	111.7

5 資金不足比率について

(単位 : %)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計				20.0

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率です。

法非適用企業会計に係る資金不足比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{資金不足比率 (-)} = \frac{\text{資金の不足額 (-)}}{\text{事業の規模 } 136,043\text{千円}}$$

事業の規模 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

食肉センター特別会計については、499 万円の資金剰余額が生じていることから、資金不足比率は「 - 」で表示しています。

食肉センター特別会計の資金不足比率の算定は、次のとおりです。

(単位：千円・%)

項	目	20 年度	21 年度	22 年度
A	資金の不足額 - + は資金剰余額	4,969	4,994	4,992
	歳 出	305,332	399,193	302,623
	歳 入	310,301	404,187	307,615
	翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
B	事業の規模	133,287	123,854	136,043
	資金不足比率 $A / B \times 100$ 資金不足額がない場合「 - 」表示	3.7	4.0	3.6